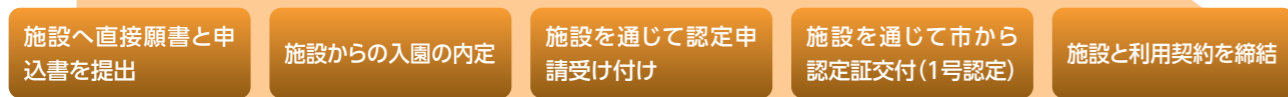


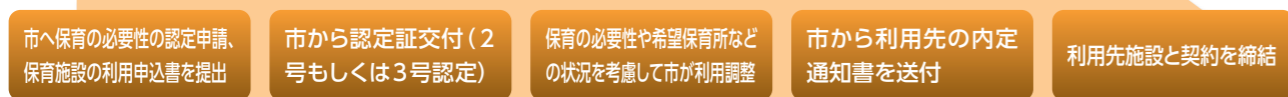
変更点3 利用を希望する施設によって手続きが異なります

各施設への利用手続きは、希望する施設により異なります。いずれの施設を利用する場合も、市から「認定証」の交付を受けていただきます。

新制度の幼稚園、認定こども園(教育部分) ※平成27年度は市内の幼稚園は新制度へ移行しないため、認定は不要です。



保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育



変更点4 保育料の算定基準が変わります

保育所の保育料は、保護者の「所得税」を基に市が決定し、幼稚園や認定こども園の保育料は各施設で設定していました。

新制度では、新制度の幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の保育料は、保護者の「市民税」を基に国が定める基準を踏まえ、市が決定します。

現在、市では、新しい保育料を検討していますので、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。



行田の保育施設はどうなるの？

保育所

市内の全ての保育所は、新制度の施設として移行します。現在、保育所を利用しているお子さんや、来年の4月以降に保育所を利用したいお子さんは、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

地域型保育

定員19人以下の小規模な保育施設は、現在、新制度への移行調整中です。移行が決定した場合には、利用を希望するお子さんの募集を行います。

幼稚園

市内の全ての幼稚園は、来年度は新制度への移行はしませんので、市の認定を受ける必要はありません。また、保育料についても市が定める額ではなく、各幼稚園が定めている保育料を納めていただきます。

市外の保育所などを利用する場合

市外の新制度の幼稚園、保育所、認定こども園を利用する場合には、行田市の認定を受ける必要があります。ただし、市外の幼稚園でも新制度へ移行しない幼稚園であれば、認定を受ける必要はありません。新制度へ移行する幼稚園かどうかは、所在市町村の子ども・子育て支援新制度担当部署へ問い合わせください。

認定こども園

現在、市内には認定こども園はありません。今後、市内の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、支援していきます。

市では、円滑な新制度への移行に向けて準備を進めています。ご不明な点などがありましたら、気軽に子育て支援課まで問い合わせください。

▶問い合わせ 同課保育担当(内線263)

始まります! 子ども・子育て支援 新制度

子どもや子育てを取り巻く環境がめまぐるしく変化し、子どもや子育てに関する課題の解決が求められています。こうした課題や問題を解決するため「子ども・子育て支援法」が新たに制定され、この法律に基づき「子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)」が平成27年4月からいよいよ始まる予定です。新制度がスタートすると、保育所や認定こども園、幼稚園の利用手続きなどが変更となります。ここでは、その変更点を中心にお知らせします。

新制度ってどんな制度なの？



新制度は、子ども・子育て支援法に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子どもや子育てにまつわるさまざまな保護者のニーズに対応することを目指しています。

新制度の主なポイント

- 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定子ども園」の普及
- 保育の場を増やすとともに、幼児期の教育・保育の質を向上
- 地域の子ども・子育て支援の充実

保育の場が増えるって本当？



新制度では、幼稚園や保育所の他に、幼稚園と保育所の良い点を取り入れた「認定こども園」の普及を進めています。また、少数で子どもの保育を行う施設として「地域型保育」が誕生します。

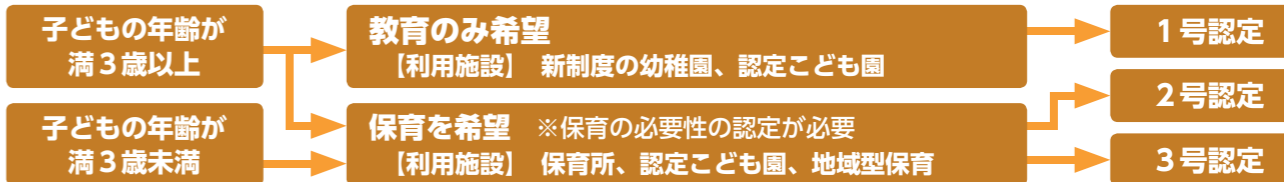
なお、幼稚園は、新制度へ移行するかどうかを選択できることとなっていますので、以下、移行する幼稚園は「新制度の幼稚園」とします。

<p>幼稚園</p> <p>就学前の子どもの幼児教育を行う施設</p> <p>対象年齢 3～5歳</p>	<p>保育所</p> <p>保護者の就労などにより子どもの保育を行う施設</p> <p>対象年齢 0～5歳</p>	<p>認定こども園</p> <p>幼児教育と保育を一体的に行う施設</p> <p>対象年齢 0～5歳</p>	<p>新 地域型保育</p> <p>原則19人以下の子どもの保育を行う施設</p> <p>対象年齢 0～2歳</p>
---	--	---	---

★★★ 新制度スタートに伴う変更点をお知らせします ★★★

変更点1 新制度の利用には「認定」を受ける必要があります

新制度の幼稚園や保育所、認定こども園を利用するためには、事前に利用する施設や子どもの年齢などに応じて、市から認定を受けることが必要となりました。



変更点2 保育を利用するためには「保育を必要とする事由」に該当する必要があります

保育所や認定こども園などで保育を必要とする場合、認定を受ける際に「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。市では、①保育を必要とする事由②どれくらいの保育時間が必要かといった「保育の必要量」③保育の「優先利用の必要性」に基づき、利用認定と保育施設の利用決定を行います。

- 保育を必要とする事由**
- 就労(月64時間以上)
 - 妊娠・出産
 - 保護者の疾病・障害
 - 同居親族などの介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動
 - 就学
 - 虐待やDVの恐れがあること
 - 育児休業取得時に、既に保育を利用中で継続利用が必要であること
 - その他市が認める事由

- 優先利用の必要性**
- ひとり親家庭
 - 生活保護世帯
 - 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
 - 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
 - 子どもが障害を有する場合
 - 育児休業明け
 - 兄弟姉妹が同一の保育所などの利用を希望する場合
 - 小規模保育事業などの卒園児童
 - その他市が認める事由

- 保育の必要量**
- 標準時間(最長11時間)
 - 短時間(最長8時間)